研究員報告3

「ふるさと納税」10年

主任研究員　須藤　誠

「ふるさと納税」制度が、今年で10年を迎えた。制度の改善や認知度の向上によって、2017年度のふるさと納税額は3,650億円余りに達した。

「ふるさと納税」制度において、返礼品以外で問題となる課題は、地方自治体の単位・規模・役割・歳入構造など地域のあり方そのものに起因するため、それらについて考える良いきっかけとなる。

「ふるさと納税」のこれからの10年にも期待したい。

1.「ふるさと納税」制度の意義

2008年に導入された「ふるさと納税」の意義として、制度を所管する総務省は3点挙げている[1]。①納税者がふるさと納税先を選択する制度のため、その使われ方を考えるきっかけとなること、②お世話になった地域や応援したい地域の力になれること、③地方自治体[2]が国民に取組をアピールするために、地域のあり方を改めて考えるきっかけとなること、である。地方自治体間の税収格差の是正に資する制度とまでは位置づけられていない。

2.「ふるさと納税」制度の仕組み

「ふるさと納税」制度は、住民税[3]の20%程度に設定されている上限額以下であれば、2,000円の自己負担で住民税の納付先を実質的に任意の複数の地方自治体に変更できる仕組みである。

＜図表1＞「ふるさと納税」制度における負担の関係
（52,000円を「ふるさと納税」する場合）

負担者	負担額	負担方法	負担内訳
ふるさと納税者	2,000円		
国	40,000円	所得税控除（所得税率）	10,000円（当年度還付）
		地方交付税	30,000円（地方への補填）
地方自治体（ふるさと納税者居住）	10,000円	住民税控除（残り全額）	40,000円（翌年度減額）
		地方交付税	▲30,000円（国からの補填）

※ 所得税率は20%として算出[4]。
※ 地方自治体の負担のうち75%は、国の負担で地方交付税[5]により補填される。

（出所）総務省資料を基に筆者作成

1　総務省ホームページ「ふるさと納税の理念」参照。
2　本稿では、都道府県及び市区町村を総称して地方自治体と表記する。
3　均等割と所得割からなり、市町村に6割、都道府県に4割が納付される。
4　5%から45%までの7段階による超過累進税率だが、23%を超える税率が適用される納税者は少ない。
5　地方自治体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方自治体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税」。

ふるさと納税者が居住する地方自治体の負担は、市町村と都道府県とで6:4に按分される（住民税の納付割合と同じ）。当該地方自治体が地方交付税不交付団体[6]の場合には国の負担による補填がなく、図表1における負担額が入れ替わり、国10,000円、地方自治体40,000円となる。「ふるさと納税」は、地方交付税不交付団体と国により主に負担されている制度と言える。

なお、ふるさと納税者は納付先の地方自治体から返礼品を受け取る場合が多く、ふるさと納税先の地方自治体は「ふるさと納税」の受け入れが歳入の純増となるが、国民へのアピールのためのシティ・プロモーションや返礼品等の負担が別途発生している。

ふるさと納税者は、所得税及び住民税の控除を受けるために確定申告が必要であったが、2015年度以降は「ふるさと納税」の納付先が5地方自治体以内であれば、確定申告を行わなくても税金の控除が受けられる「ワンストップ特例制度」が設けられた。同時に、自己負担2,000円で「ふるさと納税」できる上限額も、納付している住民税の約10%から約20%へと引き上げられた。ふるさと納税者の自己負担額については、2011年度分より5,000円から2,000円に引き下げられており、様々な改善が図られてきた。

＜図表2＞ふるさと納税額・住民税控除額の推移

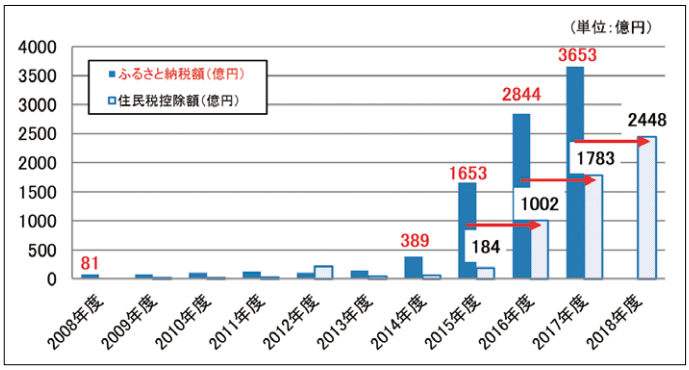

※ ふるさと納税に対する住民税控除は、翌年度に行われる。

（出所）総務省資料を基に筆者作成

3.「ふるさと納税」の現状

ふるさと納税額は、制度が導入されて7年目の2014年度から増加基調となり、2017年度は3,653億円となった。ふるさと納税者が居住する地方自治体が負担することとなる「ふるさと納税」の住民税控除額は、2018年度に2,448億円となる。ただし、52.9%にあたる1,296億円は地方交付税によって国から補填されると推計される。

「ふるさと納税」受入額は、都道府県別（域内市区町村分を含む）では北海道を筆頭とする8道府県（全国47都道府県の17.0%）で50%以上を占め、市区町村別では泉佐野市（大阪府）を筆頭とする

6　2018年度（平成30年度）地方交付税不交付団体は、市町村77と東京都（東京23区を含む）の101団体。

84市町村（全国の市区町村1,741の4.8%）で50%以上を占める。

「ふるさと納税」の住民税控除額は、都道府県別（域内市区町村分を含む）では東京都を筆頭とする4都府県（全国47都道府県の8.5%）で50%以上を占める。住民税控除額から地方交付税で補填される額を差し引いた「ふるさと納税」実質負担額で地方自治体別に見ると、東京都（域内市区町村分を含まない）を筆頭とする16都府県市区（全国の地方自治体1,788の0.9%）で50%以上を占める。

次に、「ふるさと納税」受入額を住民一人あたりで見てみる。

＜図表3＞ 住民一人あたりの「ふるさと納税」受入額

地方自治体名	（都道府県）	人口（人）	順位	2017年度 金額／人（万円）	順位	2017年度 金額（億円）	順位	（参考）2016年度 歳入額（億円）	順位
北山村	（和歌山県）	449	1732	283.8	1	12.7	58	7.0	1736
奈半利町	（高知県）	3,271	1576	119.4	2	39.1	9	17.2	1660
小谷村	（長野県）	2,985	1601	81.2	3	24.2	20	28.3	1450
都農町	（宮崎県）	10,740	1213	73.7	4	79.1	2	35.9	1297
上峰町	（佐賀県）	9,595	1251	69.5	5	66.7	5	25.4	1520
新庄村	（岡山県）	956	1712	60.0	6	5.7	140	11.3	1716
七宗町	（岐阜県）	3,919	1540	46.9	7	18.4	27	21.8	1587
寿都町	（北海道）	3,048	1598	43.7	8	13.3	57	22.4	1575
湯浅町	（和歌山県）	12,304	1159	40.2	9	49.5	6	37.0	1281
曽爾村	（奈良県）	1,511	1686	34.9	10	5.3	153	14.0	1699
全国	合計	127,707,259	–	0.3	–	3,618.1	–	304,875.6	–

※ 人口は2018年1月1日住民基本台帳人口。
※ 歳入額は市区町村の決算における一般財源の単純合計額。

（出所）総務省等の資料を基に筆者作成

住民一人あたりで見ると、当然のことながら、人口の少ない地方自治体は影響を受けやすいことが分かる。「ふるさと納税」受入額が一般財源における歳入額を上回っている地方自治体もある。

ちなみに、住民一人あたりの「ふるさと納税」実質負担額が最も大きいのは千代田区（東京都）で約1万3千円である。以下、48位の地方自治体まで地方交付税不交付団体が続く。

4.「ふるさと納税」活発化の理由

「ふるさと納税」が活発に行われるようになったのは、利用者本位のわかりやすく使いやすい制度になっていることが大きな要因であり、その上に返礼品効果が加わっている。

対象となる「ふるさと」について、「自分の生まれ育った地域」「両親の出身地」等の制限を一切加えず、全ての国民と全ての地方自治体との結びつきを可能にしたのは卓見であった。わが国の少子化が進行していることは広く知られているが、出生地にも変化が見られ、1950年に都市圏[7]で生まれた子供の比率は31%であったが、2017年では52%と過半を占めている。「多くの国民が、地方のふるさとで生まれ、教育を受け、育ち、進学や就職を機に都会に出て、そこで納税する」という認識は、もはや正しいとは言えない。

7 首都圏（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県）・関西圏（大阪府・京都府・兵庫県・奈良県）・中京圏（愛知県・岐阜県・三重県）の合計。2017年はそれぞれ29%・14%・9%。人口動態統計（厚生労働省）より算出。

住民税の控除にあたっては、納税者にわかりやすい「税額控除方式」が採用され、税額控除の割合は全額となった。技術的な観点から寄附金控除方式の形をとってはいるが、「ふるさと納税」の実態は税金の納付先の変更であり、それ自体をユニークな制度と捉えるのが適当である。

5.「ふるさと納税」が提起している課題

「ふるさと納税」に対しては、返礼品の返礼割合や地場産品か否かということに注目が集まりがちで、過度な返礼品を送付している地方自治体を「ふるさと納税」の対象外にできる制度への見直しについて総務大臣が言及するに至っている。

しかし「ふるさと納税」が提起していることは、より本質的な問題であるように思う。

「ふるさと納税」を受け入れた自治体には、従来型の既存事業者への支援などではなく、地域の持続可能性を高めるために未来へ投資する、という意識と具体的な計画・提案が求められる。これまで負担する側であった東京都が、東京2020大会に絡めた魅力ある提案を国民に示して「ふるさと納税」を募ることがあっても良い。チャンスは全ての地方自治体にある。提案内容による地方自治体間の競争が促進されることを期待している。

また、前述のとおり、住民の少ない地方自治体などで「ふるさと納税」受入額の歳入に占める割合が著しく大きい例もあるが、望ましいとは思えない。しかしこれは「ふるさと納税」制度の問題というよりも、現在の地方自治体の単位や規模に起因する。1871年に行われた廃藩置県からあと3年で150年を迎えるが、これからの地方自治体の単位・規模とその役割について根本から考えるよい機会である。

住民税の控除により負担の増える地方自治体もあるが、地方自治体の歳入のあり方について考えるにもよい機会である。地域社会の会費でありながら給与所得との連動性が高い住民税をはじめ、消費に連動する地方消費税や地方交付税のあり方・配分基準など国との関係も含めて、地域について国民全体で議論するきっかけを「ふるさと納税」は提供している。今年7月に始まった「第32次地方制度調査会」[8]における議論の行方にも注目したい。

「ふるさと納税」の大きな意義は、それぞれの立場から地域について“考えるきっかけ”とすることであり、10年を経て徐々に成果を挙げてきている。豪雨や地震で被災した地方自治体に義捐金を送る手段としても活用されており（返礼品なし）、様々な活用方法が考え得る社会基盤にもなりつつある。

「ふるさと納税」のこれからの10年にも期待したい。

8 総理大臣が、「人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応する観点から、圏域における地方公共団体の協力関係、公・共・私のベストミックスその他の必要な地方行政体制のあり方について、調査審議を求める」と諮問している。